

なるべくなら、国民年金保険料は納めておいたほうが将来のためにも、
万が一障害を負った場合にも安心だと思いますよ。

★年金トピックス～年金基礎知識～その7～

知って損はない年金の基礎知識を少しずつお話してゆきます。

合算対象期間は、日本人のみを対象にしているわけではありません。
外国の方が、帰化して日本国籍を取得したり、永住許可を受けた場合などの
海外在住期間で昭和36年4月から日本国籍を取得したり永住許可を得た
日等の前日までの20歳以上60歳未満の期間も合算対象期間になります。
外国の方が結婚なさって日本に居住する場合、その方の保険料納付済や免除
の期間を足しても25年の受給資格期間を満たさないというのはよくあるケースで
す。そのような場合、この合算対象期間を思い出してください。結構クリアできる
場合もありますよ。

例えば、以下のようなケースです。

昭和23年3月10日生 昭和60年3月 37歳で来日。同日日本国籍取得
この方の場合。昭和43年3月(20歳)から17年間の海外在住期間が合算
対象期間となります。

もうひとつ、日本国内に居住している人は、日本国籍の有無を問わず国民年金
の支払い義務があります。(20歳以上で自営や無職、学生の場合)

ですから、外国の方が来日後に、20歳以上で保険料を払っていない場合には
合算対象期間にはならないので、この点は要注意ですよ！

★新着情報～自分の加入歴を即確認したい！～

3月31日から、社会保険庁のホームページにアクセスして住所等を登録すれ
ば、約2週間後にIDとパスワードが送られてきて、社会保険庁のホームページ上
で、自分の年金加入歴や免除期間も確認できるようになります。

時間に余裕のない方も、これなら窓口で待たされることなくご自分の年金加入
歴が確認できます。

まず、私がトライしてみようと思っていますので、その顛末をまたご報告しますね。

★公的年金と生命・医療保険を考える相談会のお知らせ

もう一度ご案内を。

年金と保険の基礎知識を身につける 実践的な講演 & 相談会です。

『よく考えよう！30歳からの公的年金と生命保険・医療保険の基礎知識』

日時：平成18年4月15日(土) 14:00～16:30

場所：京都市中京区錦小路通室町東入ル

占出山町308 ヤマチュービル2F 会議室

講師：年金の基礎知識 西尾雅枝(社会保険労務士 & 年金コンサルタント)

保険の基礎知識 山下司(社会保険労務士 & FP)

料金：3,000円(お1人様、資料含む)

内容：年金の基礎知識、ライフスタイルシートの作成

保険の基礎知識、パーソナルシートの作成

*尚、この相談会は特定の生命保険・医療保険をお勧めするための
ものではありません。

ご予約・お問合せはメールかお電話で西尾雅枝社会保険労務士事務所まで！

~~~~~編集後記~~~~~

3月は出会いと別れの季節(ドラクエみたいですが)

なにかと忙しいですね。

でも、4月からの新年度に向けて頑張りましょう。

それでは、3月20日に！

~~~~~

年金についてのご相談なら

西尾雅枝社会保険労務士事務所

社会保険労務士 & 年金コンサルタント & ファイナンシャルプランナー

西尾雅枝

〒604-8155

京都市中京区錦小路通室町東入ル

占出山町308 ヤマチュービル2F N10

電話&FAX(075)241-4586

メールinfo@nishio-sr.com

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

* このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。*

西尾雅枝の年金メールマガジン～どんとこい！年金～

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>
